

柏市健康増進計画の策定について（案）

1 健康増進対策の経緯及び趣旨

（1）経緯

わが国では健康増進に係る取り組みとして、「国民健康づくり対策」が昭和53年から数次にわたって展開されてきました。

①第1次国民健康づくり対策〔昭和53年～〕

健康づくりは、国民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚を持つことが基本であり、行政はこれを支援するため、国民の多様なニーズに対応しつつ、地域に密着した保健サービスを提供する体制整備が必要との観点から、①生涯を通じる健康づくりの推進、②健康づくりの基盤整備、③健康づくりの普及啓発、の3点を柱として取り組みを推進。

②第2次国民健康づくり対策『アクティブ80ヘルスプラン』〔昭和63年～〕

第1次の対策などこれまでの施策を拡充するとともに、運動習慣の普及に重点を置き、栄養・運動・休養の全ての面で均衡のとれた健康的な生活習慣の確立を目指すこととし、取り組みを推進。

③第3次国民健康づくり対策『21世紀における国民健康づくり運動（以下「健康日本21」という。）』〔平成12年～〕

壮年期死亡者の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的とし、生活習慣病及びその原因となる生活習慣等の国民の保健医療対策上重要となる課題について、10年後を目途とした目標等を設定し、国及び地方公共団体等の行政にとどまらず広く関係団体等の積極的な参加及び協力を得ながら、「一次予防」の観点を重視した情報提供等を行う取り組みを推進

（2）趣旨

健康日本21を中核とする国民の健康づくり・疾病予防を積極的に推進するため、平成14年8月に「健康増進法」が制定され、「市町村は、当該市町村の健康の増進の推進に関する施策についての計画（市町村健康増進計画 以下「増進計画」という。）を定めるよう努めるもの」と規定されました。（第8条第2項）

市民の健康寿命の延伸等の実現を図る施策を、積極的かつ効果的に推進していくため、健康日本21で示されているような各分野の数値目標等を設定し、より健康分野に特化した、市の増進計画を新たに策定することとしました。

2 概要

(1) 計画の位置付け

別紙【柏市健康増進計画の位置付け（策定後）】参照

(2) 計画の期間

平成25年度～平成34年度

(3) 計画の構成

健康日本21において、重点的な取り組みとして設定されている以下の9項目を基本としたうえで、柏市の特徴を踏まえた取り組み項目及び項目毎の数値目標を設定した計画とする。

- ①栄養・食生活 ②身体活動・運動 ③休養・こころの健康づくり ④たばこ
- ⑤アルコール ⑥歯の健康 ⑦糖尿病 ⑧循環器病 ⑨がん

(4) 計画の策定スケジュール

- ①保健衛生審議会への諮問（5月24日）
- ②保健衛生審議会に健康増進専門分科会を設置し、4回の会議により計画策定（6月・8月・10月・1月）
- ③保健衛生審議会からの答申（2月）

(5) 保健衛生審議会 健康増進専門分科会

①委員数

13名

②委員構成

学識関係：3名、医療関係（柏市医師会代表者、柏歯科医師会代表者、柏市薬剤師会代表者）：3名、栄養関係（柏市保健所管内調理師会代表者）：1名、たばこ関係（ノースモッ子作戦協議会代表者）：1名、運動関係（スポーツ推進委員代表者、手賀沼ふれあいウォーク実行委員会代表者）：2名、市民代表（柏市民健康づくり推進員代表者、PTA関係者、公募委員）：3名

③委員任期

2年